

環境管理指針

1 目的

この指針は、鹿児島市環境保全条例（平成16年条例第12号）（以下「条例」という。）第34条第1項の規定に基づき、事業者が環境管理を適正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業活動に関する法令の確認

事業者は、条例第36条に定める法令のうち、事業活動に関するものの内容及び当該法令の遵守状況を確認する。

3 環境に影響を与えている事業活動の把握

事業者は、次の各号に掲げる手順により、環境に影響を与える事業活動を把握する。

(1) 環境に影響を与える事業活動の抽出

事業活動による環境負荷を認識するとともに、事業内容等を考慮し、取り組む内容を抽出する。

(2) 環境への負荷量の把握

事業活動に伴う環境への負荷量は、原則として、申請しようとする前年の1年間またはそれを含む複数年間の平均の使用量等とし、年間負荷量を算出した期間及びその量等を、それぞれ基準年度及び基準値とする。なお、基準年度は、任意の開始月とする。

4 環境方針の決定

事業者は、事業の目的や活動内容に応じて、環境への負荷を低減し、環境に配慮した事業活動を継続的に行うための環境方針を定める。

5 環境目標の決定

事業者は、環境方針との整合性を考慮し、次の各号に基づき、環境目標を定める。

(1) 定量可能な数値目標を必ず1項目以上定める。

(2) (1)の数値目標は、環境に負荷を与える項目（使用量、排出量等）の削減または、環境への負荷を低減させる項目（燃費、環境配慮設備の導入、販売促進等）の向上とする。

(3) 目標は基準年度を基に、3年を目処とする最終目標と単年度の短期目標を設定する。

(4) 長期間取り組んでいる項目を引き続き目標とする場合は、現況値の維持も可とするが、新たな数値目標を加えるよう努める。

(5) 環境負荷の低減につながる数値目標以外の目標を設定することができる。

6 具体的方策の決定

事業者は、環境目標を達成するための具体的方策を決定する。

7 環境管理体制の構築

事業者は、環境管理指針に基づき適正に環境管理を実施するために必要な体制を構築する。
なお、代表者は責任者を兼任できるものとする。

(1) 役割、責任及び権限

ア 代表者

環境方針及び環境目標の決定並びに環境管理全体の評価・見直しを行う。

イ 責任者

環境管理の実施状況を把握し、代表者が環境管理システムの評価・見直しを行うための情報を提供する。

環境目標の達成状況を評価し、達成していない場合は原因の考察、改善方法の提案・指示等を行う。

ウ 担当者

責任者の指示により、環境方針の掲示・目標達成に向けた具体的方策の推進及び取組の記録、達成状況を確認するための点検・記録等を随時行う。

(2) 目標の達成状況評価の実施時期

責任者は、少なくとも3か月に1回、目標の達成状況の評価を行う。

8 周知

事業者は、次の事項を事務所等に掲示するとともに、会議、研修等により、従業員に周知・教育を行う。

(1) 環境方針

(2) 環境目標

(3) 具体的方策（取組内容）

(4) 環境管理体制

9 環境管理の実施

事業者は、環境方針及び環境目標を実現するため、その管理下にある全従業員の参加のもと、継続して確実かつ円滑に環境管理を実施する。

10 監査

事業者は、環境管理体制で構築した役割に基づき、目標の達成状況及び取組状況の記録・点検・評価を行う。

目標を達成していない場合は、その原因について考察・改善方策の提案・指示等を行い、その内容を記録する。

11 評価・見直し

代表者は、責任者から提供された環境管理の運用状況の情報をもとに、定期的に環境方針及び環境目標の実現に向けて、具体的方策、環境管理体制、教育・周知等の環境管理システムの運用状況の評価する。

評価により、環境管理システムの見直しが必要な場合は、具体的方策等の必要事項の見直しを行う。

評価は年1回、それぞれの年度の終了後、速やかに行い、その内容について記録する。

12 報告

条例第40条に基づく報告は、条例施行規則第23条の規定によることのほか、原則として環境管理の運用に係る様式（以下「様式」という。）を用いて行う。ただし、指針3(2)により設定した取組期間が年度と一致しない場合は、その期間の最終月の末日から2か月以内に提出する。

13 現地確認

現地確認を受ける際は、環境管理システムを3か月間以上運用し、環境目標ごとの達成状況及びその取組内容並びに代表者による評価・見直しについて記録しているものとする。

14 その他

この指針に定めのない事項については、別に定める。